説明会の際にいただいた質問及びその回答

（令和７年８月29日更新）



Ⓒ2014 大阪府もずやん

目次

[**制度改正に関すること** 1](#_Toc203490336)

[**宿泊税の広報物に関すること** 3](#_Toc203490337)

[**特別徴収義務者登録申請及び申告・納入に関すること** 4](#_Toc203490338)

[**宿泊税の徴収に関すること** 5](#_Toc203490339)

[**補助金に関すること** 6](#_Toc203490340)

[**その他** 7](#_Toc203490341)

* **制度改正に関すること**

**月計表がなくなるということですが、今後は添付書類なしで申告書を提出するという認識であっていますか？**

**Q**

**A**

令和７年９月１日以降の宿泊分から、添付書類なしで申告いただけます。

**Q**

**宿泊税の調査の際に、月計表も確認されていたと記憶していますが、月計表は提出だけでなく、作成も不要になるのですか？**

**A**

月計表の作成は不要ですが、引き続き、日別・税率別の宿泊数を確認できる帳簿を保存していただく必要がございます。

**Q**

**宿泊税の税率は上げないといけなかったのでしょうか。富裕層に税の負担をお願いしてもよかったのではないでしょうか。**

負担能力に応じた負担を求めるという垂直的公平性の観点から、例えば、５万円以上の宿泊者に対して高額な税率を設定することなども検討しましたが、現状、大阪で高額な宿泊料金を支払う宿泊者数の割合が低く財源確保が見込めないことや、新たな税率区分の設定による特別徴収義務者の徴収事務の煩雑化が懸念されることなどを総合的に勘案し、これまでの３段階の税率設定を踏襲し、現行制度の宿泊料金区分を維持したうえで、現行税率に 100 円から 200 円を加算して設定することとしました。

**A**

**年間約80億円の事業規模が見込まれるため、宿泊税の改正を行うとのことですが、宿泊者に負担させる必要はあるのでしょうか。**

**他に方法はなかったのでしょうか。**

**Q**

宿泊税は「観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進」と「魅力づくり及び戦略的なマーケティング、プロモーションの推進」といった観光振興を図る施策に活用しており、広く一定の負担を求めるという受益者負担の観点から、大阪府内の宿泊施設に一定以上の価格で宿泊するみなさまにご負担をいただくこととしています。

**A**

**Q**

**宿泊税は大阪府以外も導入しているのでしょうか。**

**A**

宿泊税制度は、大阪府のほか、東京都、京都市、福岡県、福岡市、北九州市などの自治体で導入されており、2025年6月現在、全国12自治体で導入されています。

**宿泊税を創設したのは、当時大阪府が財政難であり、それをカバーするためではないですか。**

**Q**

平成27年度の宿泊税制度導入の検討時、急増する観光客に対する受入環境整備などの対応が喫緊の課題となり、これらの行政需要への対応が求められている中、当時の大阪府の財政状況は、当面の間、多額の収支不足が見込まれ、非常に厳しい状況が続く財政収支見通しとなっているような状況でありました。

観光の現状における喫緊の課題に速やかに対応するとともに、継続的に観光振興の取組を推進していくためには、安定的かつ一定規模以上の財源確保は必須であることから、東京都の事例を参考に、広く一定の負担を求めるという考え方のもと、法定外目的税として、大阪府内の宿泊施設に一定以上の価格で宿泊される方に対して課税する「宿泊税制度」を創設したところです。

**A**

**宿泊税込みの金額で宿泊料金を表示していますので、今回宿泊料金を変更する必要があります。宿泊税額が変わる旨を宿泊施設側からお客様に広報できるのはいつからですか？**

**Q**

**A**

改正条例を公布した令和７年２月２８日以降は、いつから広報していただいても問題ありません。

**Q**

**令和7年9月1日以降に宿泊するお客様のうち、改正前の宿泊税の税率で予約を取った場合はどうしたらいいですか？**

予約の時期に関わらず、令和７年９月１日以降に宿泊されるお客様は、改正後の宿泊税の税率が適用されます。

つきましては、改正前の宿泊税との差額分をお客様から徴収していただきますようお願いします。

**A**

* **宿泊税の広報物に関すること**

**Q**

**海外のお客様へ宿泊税の説明及び徴収を行うのが非常に難しいのですが、何か方法はありませんか？**

多言語に対応した「宿泊税のご案内」のチラシをご用意しましたので、そちらをご活用ください。

対応言語は日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）です。

お手元にない場合は、大阪府ホームページからダウンロードしていただけます。

（PDF版チラシ：[A4-chirashi\_notori](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11135/tirashi_r070901.pdf)）

**A**

**Q**

**お客様に宿泊税の説明の際に使えるポスターはありませんか？**

ホームページに印刷用のデータを掲載しておりますので、そちらをご活用いただければ幸いです。

また、チラシも併せてご活用ください。

（PDF版ポスター：[B2-poster\_Nyukjo\_notori](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11135/poster_r070901.pdf)）

（PDF版チラシ：[A4-chirashi\_notori](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11135/tirashi_r070901.pdf)）

**A**

* **特別徴収義務者登録申請及び申告・納入に関すること**

**Q**

**特別徴収義務者登録申請の際に、「宿泊に係る契約書面のコピー」が必要とのことであるが、無い場合はどうしたらいいですか？**

**A**

宿泊がキャンセルされた場合の取扱いを確認させていただくための書類ですので、ほかにキャンセルポリシー等が記載されている書類がございましたら、そちらを提出してください。

**特別徴収義務者登録申請の際に必要な「宿泊料金を記載した書面のコピー」について、宿泊料金は日々変動しますが、いつの宿泊料金のものを提出すればいいですか？**

**Q**

平時の宿泊料金を設定している場合は、平時の宿泊料金が記載された書類を提出してください。

平時の宿泊料金を設定していない場合は、平均の宿泊料金となる宿泊予約内容が記載された書類を提出してください。

**A**

**Q**

**納入申告書の提出期限及び納入期限の特例は、申告・納入を開始してから少なくとも1年は経過しないと認められないのでしょうか？**

**A**

ご認識いただいているとおり、申告・納入が開始されてから1年間は毎月申告していただく必要があります。

* **宿泊税の徴収に関すること**

**Q**

**お客様から宿泊税の支払いを拒否された場合はどうなりますか？**

**A**

宿泊者が宿泊税額の支払いを拒否し、宿泊税額が未収金となった場合であっても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。

徴収できなかった宿泊税額については、特別徴収義務者がその宿泊者に対して「求償権」を有することとなります。

**Q**

**大阪府側がカスタマーセンター等を設置し、宿泊税制度に納得いただけないお客様に説明してもらえないですか？**

**A**

大阪府では、カスタマーセンター等を設置する予定はございません。

恐縮ではございますが、宿泊者へ宿泊税の説明が必要な場合は、特別徴収義務者の皆様が行っていただきますようお願いします。

**「追加料金は発生しない」と記載している予約サイトがあり、宿泊施設にて宿泊税の納付をお願いしても、支払いを拒否されることがあります。大阪府から予約サイトに対して記載内容を変更するよう指示してもらえませんか？**

**Q**

多数の宿泊施設様が予約サイト等と契約し、その契約内容も様々であることから、大阪府から一方的に予約サイトの記載内容を指示することはできかねます。

（補足）

いただいたご意見をもとに、大阪府ホームページ内に宿泊者の方に向けたページを作成しました。

　⇒「[大阪府内の宿泊施設に宿泊する皆様へ](https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/osakafunoshukuhakushisetsunishukuhakusuruminasama.html)」

**A**

* **補助金に関すること**

**Q**

**システム改修費補助金はいつごろ手続きすればいいのでしょうか。**

「大阪府宿泊税システム改修費補助金事業」は、令和７年秋頃の受付開始をめざし、現在準備を進めているところです。制度の詳細が確定しましたら、府ホームページにて改めてご案内いたします。

　＊府HP「大阪府宿泊税システム改修費補助金事業」　　<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/syukuhakuzeisisutemukaisyu_hozyo/index.html>

**A**

**Q**

**キャッシュレス対応の補助金は、もう受付を開始していますか。**

今年度の「大阪府宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業補助金」の申請受付期間は、令和7年7月7日（月）から令和8年2月27日（金）までです。詳細につきましては、府ホームページをご確認ください。

＊府HP「大阪府宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業＜補助金＞」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070070/toshimiryoku/syukuhaku_hojyo/index.html>

**A**

**システム改修やキャッシュレス対応等、補助金の対象が限定的だと感じますが、今後対象が増加することはあるのでしょうか。**

**Q**

**A**

「大阪府宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業補助金」のキャッシュレス決済端末の導入など補助の対象となる事業は、これまで順次拡充してきたところであり、引き続き、宿泊事業者のみなさまのご意見や旅行者のニーズなどを踏まえながら、補助対象事業の見直し・拡充に努めてまいります。

* **その他**

**Q**

**手数料を宿泊料金として取り扱う場合とはどのような場合**

**ですか？**

手数料の判断につきましては、様々なケースが考えられますので、個別でお話を伺ったうえでご回答させていただきます。

【問合せ先】　なにわ北府税事務所　宿泊諸税課　　TEL：06-6362-8611

**A**

**Q**

**海外の修学旅行生は課税免除の対象となりますか？**

国内の以下の学校等を対象としているため、海外の学校は対象外となります。

・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、

特別支援学校、高等専門学校

・高等専修学校

・保育所、幼保連携型認定こども園等

**A**

**生活困窮者自立支援制度の居住支援事業（シェルター事業）による客室の利用は、宿泊税の課税対象の宿泊となるのでしょうか。**

**Q**

**A**

生活困窮者自立支援制度の居住支援事業（シェルター事業）につきましては、自治体と宿泊施設様の契約に基づいて行われる「客室の提供」ですので、大阪府宿泊税条例第4条で定める「宿泊」には該当しません。

**Q**

**宿泊税の支払いを拒否されたことを理由に、宿泊をお断りすることは可能ですか。**

旅館業法に基づく許可施設では、原則、宿泊を拒むことは出来ませんが、宿泊者が以下の例のような宿泊税の支払い拒否を行った場合は、旅館業法第５条第１項第３号に規定する宿泊拒否事由に該当する可能性があります。

・納税の必要性などについて繰り返し説明するも、支払いに応じない場合

・宿泊税の支払いを求めたことに対し、謝罪や土下座、不当な割引などを繰り返し要求される場合

【参考】　[大阪府ホームページ＿宿泊を拒む場合の対応について](https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/ryokan/index.html#:~:text=%E5%96%B6%E6%A5%AD%E8%80%85%E3%81%AF%E3%80%81%E7%89%B9%E5%AE%9A%E3%81%AE%E6%9D%A1%E4%BB%B6%E4%B8%8B%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%84%E3%81%A6%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E3%82%92%E6%8B%92%E5%90%A6%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%81%BE%E3%81%99%E3%81%8C%E3%80%81%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E3%82%92%E6%8B%92%E3%82%93%E3%81%A0%E5%96%B6%E6%A5%AD%E8%80%85%E3%81%AF%E3%80%81%E6%8B%92%E5%90%A6%E3%81%97%E3%81%9F%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%AA%E3%81%A9%E3%82%92%E8%A8%98%E8%BC%89%E3%81%97%E3%81%9F%E6%9B%B8%E9%9D%A2%E7%AD%89%E3%82%92%E4%BD%9C%E6%88%90%E3%81%97%E3%80%81%E4%BF%9D%E5%AD%98%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E5%BF%85%E8%A6%81%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82%20%E8%A8%98%E8%BC%89%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%82%84%E8%A8%98%E9%8C%B2%E7%94%A8%E7%B4%99%E3%81%AE%E3%82%B5%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%AB%E3%81%AF%E3%81%93%E3%81%A1%E3%82%89%E3%82%92%E3%81%94%E8%A6%A7%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84%E3%80%82,%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E3%81%97%E3%82%88%E3%81%86%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%8C%E3%80%811%E3%81%8B%E3%82%895%E3%81%AB%E8%A9%B2%E5%BD%93%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%A8%E3%81%8D%E3%80%81%E5%96%B6%E6%A5%AD%E8%80%85%E3%81%AF%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E3%81%97%E3%82%88%E3%81%86%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E8%80%85%E3%81%AE%E5%AE%BF%E6%B3%8A%E3%82%92%E6%8B%92%E3%82%80%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82%20%E7%89%B9%E5%AE%9A%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E3%81%AE%E6%82%A3%E8%80%85%E7%AD%89%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%81%A8%E3%81%8D%20%E5%85%B7%E4%BD%93%E4%BE%8B%E3%81%AF%E3%80%81%E3%81%93%E3%81%A1%E3%82%89%E3%82%92%E3%81%94%E8%A6%A7%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84%E3%80%82)

**A**